

令和元年度 第18回役員会議事要旨

日 時 令和2年2月26日（水） 10時30分～12時04分

場 所 学長室

出席者 学長，渡理事，山下理事，寺本理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，北村監事，山崎事務局長，山下附属病院長
只木評価室長，松前総合情報基盤センター長

1 報告事項

- (1) 令和2年度マイクロソフト包括ライセンス契約更新について
松前総合情報基盤センター長から，令和2年10月1日から1年間の契約更新内容及び部局負担の予想額について，概ね例年通りである旨の報告があった。
- (2) 附属病院経営状況について
山下附属病院長から，令和元年度附属病院収支実績及び見込（～11月実績）について粗利の収支状況及び見通し等の報告があった。
- (3) 次年度定例会議の予定について
総務課長から，次年度の役員会等定例会議の予定日の報告があった。
- (4) その他
特になし。

2 審議事項

- (1) 令和元年度教職大学院認証評価案に対する意見申立について
只木評価室長から，本件は，本学教職大学院に対する認証評価結果案が提示されたが，すべての基準において，基準を満たしていると判断されており，軽微な字句の誤りを除き，事実誤認等は見当たらないため，意見申立は行わないものである旨説明があり，審議の結果，了承された。

- (2) 部局等の自己点検・評価により抽出した課題の改善状況について
只木評価室長から、本件は、毎年学部等の自己点検・評価の結果を役員会において検証しているものである旨、部局等の自己点検評価（改善すべき点）へのコメントについて説明があり、審議の結果、了承された。
学長から、今後は、部局等から提出があった時点で、以前の指示への対応が不十分である等の場合は修正するよう差し戻し、精査した資料で検証を行うこととする旨の発言があった。
- (3) 質保証関連規則の制定等について
只木評価室長から、本件は、3巡目の大学評価基準を踏まえ、本学における質保証体制及び手順を明確化するため、質保証に関する規則等の制定及び関連規程の改正を行うものである旨、新たに設置する質保証統括本部を含めた自己点検・評価の手順等の説明があり、次いで、企画評価課長から、改正内容の補足説明があり、審議の結果、了承された。
- (4) 令和2年度学年暦及び年間行事予定表（案）について
山下理事から、本件は、15回の授業回数の確保及び風水害対応の予備日等を考慮し、策定するものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (5) 教育功績等表彰者報告及びインセンティブ付与者の決定について
山下理事から、本件は、令和2年2月21日開催の教育研究評議会にて審議決定された、教育功績等表彰者（理工学部 後藤 聡教授）に対するインセンティブ付与を決定するものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (6) 大学貢献度（研究）に係るインセンティブ支給について
渡理事から、本件は、大学貢献等（研究）に係るインセンティブ支給について、支給額を決定するものである旨説明があり、次いで、人事課長から、支給対象者及び配分額等の集計方法、並びに職員区分別、所属別及び個人別支給額について説明があり、審議の結果、了承された。
- (7) 寄附講座の設置（新規）について
寺本理事から、本件は、旭化成株式会社外5社より「心血管不全治療学講座」の新規設置の申込があったものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (8) 共同研究講座の設置（新規）について
寺本理事から、本件は、大原薬品工業株式会社より「創薬科学共同研究講座」の新規設置の申込があったものである旨説明があり、審議の結果、了承された。

- (9) 「佐賀大学プロジェクト研究所」の新規プロジェクト設置の認定について
寺本理事から、本件は、令和2年4月設置希望の新規プロジェクトとして、3つのプロジェクトから申請があり、総合研究戦略会議において、審査を行ったものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (10) 国立大学法人法の一部改正に伴う国立大学法人佐賀大学理事の選考等に関する規則の一部改正について
総務課長から、本件は、国立大学法人法において、理事の員数が4人以上である国立大学法人については、学外者の理事を原則2人以上置くこととなること等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (11) 「佐賀大学学則」、 「佐賀大学における特別の課程の編成等に関する規程」及び「佐賀大学における特別の課程の編成等に関する細則」の一部改正について
山下理事から、本件は、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたため、改正のポイントへの対応に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (12) 佐賀大学医学部規則の一部改正について
山下理事から、本件は、本年度受審した、医学教育分野別評価（国際認証）の報告書を完成する過程で、医学科カリキュラムの課題が明らかになったことによる令和2年度の新入生から適用するカリキュラムの見直しに伴い、所要の改正を行うものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (13) 佐賀大学理工学部規則の一部改正について
山下理事から、本件は、理工学部理工学科応用化学コースの技術者教育プログラムの廃止に伴い、所要の改正を行うものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (14) 佐賀大学海洋エネルギー研究センター規則の一部改正について
寺本理事から、本件は、海洋エネルギー研究センター運営委員会委員は各学部から1名選出することとなっているが、理工学部においては運営委員会が認めた者として、さらに1名選出している現状を踏まえ、所要の改正を行うものである旨説明があり、審議の結果、了承された。
- (15) 佐賀大学科目等履修生規程の一部改正について
山下理事から、本件は、大学院学生が科目等履修生として各学部開講の教員の免許状取得に必要な授業科目を履修する際に授業料等について不徴収であることに合わせ、全学教育機構開講の教職科目においても不徴収とするよう所要の改正を行うものである旨説明があり、審議の結果、了承された。

(16) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の適用除外について（美術館）

人事課長から、本件は、美術館に勤務する臨時職員の有期労働契約の契約期間の適用除外について審議するものである旨説明があり、次いで、教務課長から、契約期間の適用除外を希望する理由等の補足説明があり、審議の結果、了承された。

学長から、今年度当該職員の他に学芸員2名を新たに雇用した理由について確認があり、人事課長から、美術館開館時から常時3名となるよう雇用している旨の説明があった。その後、学長から、3名必要である理由について整理し、報告いただきたい旨の発言があった。

(17) その他

学長から、新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応の現状について報告があった。

3 その他

特になし。

以 上